

滋 健 危 第 6 3 0 号
令和 5 年 (2023 年) 7 月 2 0 日

各外来対応医療機関の長 様

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課長
(公 印 省 略)

外来対応医療機関確保事業費補助金の交付決定後の手続きについて (通知)

標記について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 実績報告

補助金の対象設備の全ての納品・整備が完了後、以下の書類を全て提出してください。

- ① 実績報告書 (様式第 3 号、様式第 3 号別紙 1 ~ 2)
- ② 歳入歳出決算書抄本
- ③ 口座振替依頼書
- ④ 納品書の写し
- ⑤ 請求書の写し
- ⑥ その他参考となる資料 (契約書の写しや納品後の写真など)

上記①~③の各様式につきましては、下記の二次元バーコードを読み取っていただいた先の滋賀県ホームページ「交付決定後の手続きについて (外来対応医療機関確保事業費補助金)」よりダウンロードしてください。

【URL】 <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/332829.html>



二次元バーコード

滋賀県ホームページ

- 「県民の方」をクリック
- 「健康・医療・福祉」をクリック
- 「薬事・感染症」をクリック
- 「外来対応医療機関等へのお知らせ」をクリック
- 「10. 支援制度」をクリック
- 「◆外来対応医療機関確保事業 (令和 5 年度)」にある、「交付決定後の手続きはこちら」をクリック

◇提出期限

- ・ 交付決定時に納品が完了していない医療機関の場合：最終納品日から30日以内
- ・ 交付決定時に納品が完了している医療機関の場合：交付決定後速やかに

2. 提出方法

- ・下記メールアドレスまでご提出ください。

メールアドレス：coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

- ・確認漏れを防ぐため、必ずメール件名に□□【〇〇医院】確保補助金（実績報告）とご記載ください。□□は貴院が所在する圏域をご記載ください。

例：大津【滋賀医院】確保補助金（実績報告）

圏域	市町
大津	大津
南部	草津、守山、栗東、野洲
甲賀	甲賀、湖南
東近江	東近江、近江八幡、日野、竜王
湖東	彦根、愛荘、豊郷、甲良、多賀
湖北	長浜、米原
高島	高島

- ・提出の際、各種データは以下の形式でご提出ください。

提出書類	提出形式
様式第3号、歳入歳出決算書抄本	Word データ
様式第3号別紙1, 2、口座振替依頼書	Excel データ
納品書・請求書等の写し、写真等	PDF データ

3. その他

◇留意事項

- ・令和5年10月1日以降に納品および工事等が完了したものは補助金の対象となりません。納期には十分にご注意ください。

◇事業の内容を変更する場合

- ・交付決定を受けた事業の内容に変更がある場合は、事前に滋賀県までご相談ください。
- ・滋賀県が変更の承認をしていない場合は、原則として補助金支払いの対象となりません。
- ・変更の可否や変更に関する手続き（様式の送付を含む）について個別にご案内いたします。

◇連絡事項

- ・補助を受けられた医療機関は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した後（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）、令和7年5月20日までに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第4号）を提出いただく必要があります。
- ・補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還していただく必要がございますのでご留意ください。

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課
調査・検査係：東
Mail: coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp
TEL:077-528-3584
FAX:077-528-4866